



新型コロナウイルスワクチンのお知らせ (5月16日時点)

ワクチンの4回目接種について

国から示された方針に基づき、市では4回目接種の準備を進めています。詳細が決まり次第、広報ひろさきや市ホームページ等でお知らせします。

Q. どうして4回目の接種が必要なの？

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の**重症化を予防するため**です。ワクチンの有効性の持続期間や安全性などから、4回目接種により、高い重症化予防効果が得られるとされています。



Q. 対象は？

3回目の接種から少なくとも5カ月経過した人で、次のいずれかにあてはまる人です。

- ① 60歳以上の人
 - ② 18歳～59歳で基礎疾患を有する人や、その他重症化リスクが高いと医師が認める人
- ※基礎疾患の範囲は市ホームページに掲載しているほか、18歳～59歳の人へ一覧を送付する予定です。

■**問い合わせ先** 接種手続きに関すること…弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター (☎ 0120-567-745、月～金曜日の午前9時～午後8時、日曜日・祝日の午前9時～午後5時、土曜日は休み)、その他の相談…新型コロナウイルスワクチン接種対策室 (☎ 38-3190)

Q. 使用するワクチンは？

1～3回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンを使用します。



Q. いつから、どこで接種できるの？

5月下旬(予定)から、市内の医療機関で接種することができます。

Q. 接種券はいつ届くの？

5月下旬に発送予定です。国の政省令等が施行され、4回目接種の開始日が決定した後に発送します。なお、18歳以上の人全員に接種券を発送しますが、18歳～59歳の人には基礎疾患を有する人その他重症化リスクが高いと医師が認める人だけが接種対象となりますので、ご注意ください。

国からの情報提供や接種対応医療機関一覧など、詳しくは市ホームページ(QRコード)で確認を。



選挙事務に従事しませんか

会計年度任用職員(事務員)を募集

参議院議員通常選挙の期日前投票所で選挙事務に従事する事務員を募集します。

▼**雇用期間** 6月20日(月)～7月9日(土)
※更新なし。

▼勤務場所と勤務時間

- ①市役所1階市民ギャラリー(上白銀町)…午前8時15分～午後4時45分
 - ②ヒロスクエア多世代交流室2(駅前町、ヒロロ3階)…午前9時45分～午後6時15分
- ※①・②ともに時間外勤務・休日勤務あり。

▼**業務内容** 期日前投票所の設営=①6月20日(月)、②6月21日(火) / 選挙事務=①・②ともに6月23日(木)～7月9日(土)

▼**募集人員** ①と②合わせて10人程度

▼**申し込み方法** 6月15日(水・必着)までに、登録申込書に必要事項を記入し、郵送か持参で選挙管理委員会事務局へ。

※登録申込書は選挙管理委員会事務局(市役所6階)で配布しているほか、市ホームページにも掲載しています / 参議院議員通常選挙の日程によっては、雇用期間が変更になる場合があります。

■**問い合わせ・申込先** 選挙管理委員会事務局(〒036-8551、上白銀町1の1、☎35-1129)



地震に備えて
対策しましょう

木造住宅・ブロック塀等の耐震化を支援

木造住宅の耐震診断員を派遣

木造住宅の耐震化を促進するため、市が耐震診断員を派遣し、耐震診断を行います。



▼**対象住宅** 市内にある、次の①～③の要件すべてに該当する住宅

①昭和56年5月31日以前に建築されたもので、昭和56年6月1日以降に増改築されていないもの

②一戸建ての専用住宅または併用住宅で、地上階数が2以下のもの

③在来軸組構法または伝統的構法によって建築された木造住宅であること

▼**対象** 対象住宅を所有する人またはその親族(法人を除く)

▼**診断費用** 申込者負担として、1戸当たり1万1,000円(延べ面積が200㎡以下の場合)

▼**募集戸数** 5戸程度(先着順)

木造住宅耐震改修補助金(建替えも対象)

耐震改修工事または建替え工事に要する経費の一部を補助します。



▼**対象住宅** 市内にあり、上記(木造住宅の耐震診断員を派遣)の対象要件①～③と、次の要件④に該当する住宅

④耐震診断により倒壊する可能性があるとして判定されたもの

▼**対象** 次の①・②のいずれにも該当する人

①対象住宅を所有し、かつ当該住宅に居住する人など(法人を除く)

②令和3年度から交付申請時まで個人住民税等の滞納がない人

▼**対象工事** 市内に本店を有する施工業者が行う次のいずれかの工事

A. 青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う工事で、住宅全体の上部構造評点のうち最小の値が1.0以上となる耐震改修工事

B. 耐震診断により倒壊する可能性があるとして診断された住宅を除却し、同一敷地内において行う建替え工事

▼**補助金額** 補助対象経費に23.0%を乗じて得た額または100万4,000円のいずれか低い額

▼**募集戸数** 2戸(先着順)

ブロック塀等耐震改修補助金

耐震改修工事または除却工事に要する経費の一部を補助します。

▼**対象となる塀** 通学路等の避難路沿道にあり、耐震診断の結果、不適合の項目があった塀など



▼**対象** 次の①・②のいずれにも該当する人

①対象となる塀の所有者等(法人等は除く)

②令和3年度から交付申請時まで個人住民税等の滞納がない人

▼**対象工事** 市内に本店を有する施工業者が行う次のいずれかの工事

A. 建築士等が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う工事

B. 耐震診断の結果、不適合の項目があったブロック塀等を除却する工事

▼**補助金額** 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額または12万円のいずれか低い額

▼**募集件数** 10件程度(先着順)

～共通事項～

▼**募集期間** 6月1日(水)～11月30日(水)
※申請書は建築指導課(市役所3階)で配布しているほか、市ホームページに掲載しています。

▼**その他** 補助金の交付決定前に着手した工事は除きます。ほかにも条件等がありますので、希望する人は事前に問い合わせをするか、市ホームページをご覧ください。

■**問い合わせ・申請先** 建築指導課(☎40-7053)

